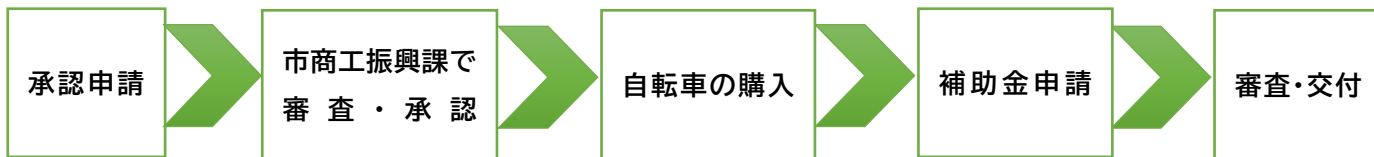


宇佐市外国人材電動アシスト付自転車購入補助金

【補助金申請から交付までの流れ】



事業内容

外国人技能実習生等の外国人材を受け入れ又は雇用している事業者が、外国人材の通勤等に要する電動アシスト付自転車を購入した場合、予算の範囲内で購入費用の一部を補助します。

補助対象者

○要件○

1. 市内に本店、支店等が所在する法人又は市内に住所を有する個人事業主
2. 今後も事業を継続する意思のあること
3. 市税等の滞納がないこと
4. 宇佐市暴力団排除条例(平成 23 年宇佐市条例第 13 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと

補助対象経費

・外国人材※が使用する電動アシスト付自転車※の購入に要する費用

(ただし、消費税及び地方消費税を除く)

※外国人材や電動アシスト付自転車には、それぞれ対象となる要件があります。詳細は市ホームページをご覧ください。

補助率

・補助対象経費の 1/2 以内(千円以下切り捨て)

補助上限額

・1台当たり5万円



補助金ホームページ

承認申請について

・以下の書類をご用意いただき、下記申請先までお申し込みください。

1. 宇佐市外国人材電動アシスト付自転車購入補助金承認申請書(様式第1号)
2. 対象自転車運転者名簿
3. 通勤距離又は店舗までの距離がわかる書類

ご注意

- ・補助金の申請には**必ず事前の承認申請が必要**です。承認のない補助金申請はできません。
- ・予算に限りがありますので、承認時に台数や補助額について調整を行う場合がございます。

申請期間 令和6年3月7日(木)～令和6年5月10日(金)まで

申請先 〒879-0492 宇佐市大字上田1030番地の1 宇佐市役所 商工振興課
(0978-27-8166)